

第六十一号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条の五第三項中「同条第一項」を「法第七十二条の八十九の二第一項」に改める。

第四十八条の二十四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第三項ただし書中「及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条の規定により交付された運転免許証（第八十五条の五第二項において「運転免許証」という。）を削る。」

第八十五条の五第二項中「申請書を」を「申請書にその事由を証明すべき書類を添付して、これを」に改め、「及び運転免許証」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条の規定により交付された運転免許証をいう。）又は免許情報記録（同法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。）の番号及び有効期間の末日

第一百三十六条の十六第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第十一条中「令和二年十月一日」を「令和七年十月一日」に改める。

附則第十四条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法附則第十五条第四十一項（同項第一号に掲げる施設に係る部分に限る。） 三分の一  
附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改める。

附則第二十条中「令和六年度分」を「令和七年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条の五第三項及び附則第十四条の改正規定 公布の日

二 第四十八条の二十四第一項及び第百三条の十六第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和七年六月一日  
(経過措置)

2 前項第二号に定める日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合には、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 この条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）附則第十一条の規定は、令和七年十月一日前に終了した各事業年度分の法人の都民税については、なおその効力を有する。

5 前項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の東京都税条例附則第十二条の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは、「東京都税条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第 号）附則第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の東京都税条例附則第十一条」とする。

6 旧条例附則第十五条の二の規定は、令和六年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、令和六年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

(提案理由)

負担水準が〇・六五を超える商業地等に係る固定資産税等の軽減措置及び小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置並びに都民税の法人税割に係る超過課税を継続するほか、所要の改正を行う必要がある。